

京都市告示第 5 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成23年4月1日

京都市長 門川大作

| 京都市公金収納受託者 | 委託する徴収事務の内容 | 委託する期間 |
|--------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 公益財団法人 大学コンソーシアム京都 | 京都市大学のまち交流センターの使用料の徴収 | 平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで |

(総合企画局市民協働政策推進室)